

徳島大学PPP／PFI手法導入優先的検討 に関するガイドライン

国立大学法人徳島大学

— 目 次 —

1. 総 則	1
2. 用 語	1
3. 優先的検討の対象とする事業	
一 対象事業	1
二 除外事業	1
4. 優先的検討の開始時期	2
5. 採用手法の選択	2
6. 簡易な検討を経ずに行う採用手法導入の決定	2
7. 簡易な検討	
一 費用総額の比較による評価	2
二 その他の方法による評価	3
8. 詳細な検討	3
9. 評価結果の公表	3
10. その他	3

徳島大学PPP／PFI手法導入優先的検討に関するガイドライン

平成29年2月20日

学 長 裁 定

1. 総則

このガイドラインは、国立大学法人徳島大学（以下「本学」という。）の施設整備を効率的かつ効果的に実施するため、「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）を踏まえ、多様なPPP／PFI手法導入について優先的検討の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 用語

このガイドラインにおいて用いる用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 「PFI法」とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）をいう。
- (2) 「施設等」とは、研究施設（諸室の使用料が発生する場合）、生活支援施設（食堂または売店）、職員宿舎、学生寄宿舍、駐車場をいう。
- (3) 「施設整備事業」とは、(2)に該当する施設整備事業をいう。
- (4) 「運営等」とは、維持管理業務を担うための運営をいう。
- (5) 「整備等」とは、新增改築、改修、維持管理またはこれらに関する企画をいう。
- (6) 「優先的検討」とは、この方針に基づき施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP／PFI手法の導入が適切かどうかを、本学自ら施設等の整備等を行う従来型の手法に優先して検討することをいう。

3. 優先的検討の対象とする事業

一 対象事業 以下の全てに該当する施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- (1) 建築物の整備等に関する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる施設整備事業
- (2) 事業費の総額が10億円以上の事業費基準を満たす施設整備事業（建設または改修を含むものに限る。）

二 除外事業 以下のいずれかに該当する場合は、施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既にPPP／PFI手法の導入が前提とされている施設整備事業
- (2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている施設整備事業
- (3) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある施設整備事業

4. 優先的検討の開始時期

新たに施設等の整備等を行うために基本構想, 基本計画等を策定する場合のほか, 以下のいずれかに該当する場合その他の施設等の整備等の方針を検討する場合に, 併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成27年3月31日策定）に係る本学の「個別施設計画」の策定または改定を行うとき
- (2) 施設等の集約化または複合化等を検討する場合

5. 採用手法の選択

優先的検討の対象となる施設整備事業について, 「7. 簡易な検討」または「8. 詳細な検討」に先立って, 当該事業の期間, 特性, 規模等を踏まえ, 当該事業の品質確保に留意しつつ, 最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において, 唯一の手法を選択することが困難であるときは複数の手法を選択できるものとする。

6. 簡易な検討を経ずに行う採用手法導入の決定

採用手法が以下のいずれかに該当する場合には, 「7. 簡易な検討」を省略し, 「8. 詳細な検討」を実施して当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- (1) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいものまたは運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式
- (2) 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって, 当該提案において, 従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間の費用総額の比較等の客観的な評価により, 当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

7. 簡易な検討

一 費用総額の比較による評価

別紙2のPPP/PFI手法簡易定量評価調書, 別紙3の簡易検討の計算表により, 大学自ら施設等の整備等を行う従来型手法による場合と, 採用手法を導入した場合との間で, 以下の該当する費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し, 採用手法の導入の適否を評価するものとする。

「5. 採用手法の選択」において複数の手法を選択した場合においては, 各々の手法について費用総額を算定し, その最も低いものと従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- (1) 施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 施設等の運営等の費用
- (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (4) 調査に要する費用

- (5) 資金調達に要する費用
- (6) 利用料金収入

二 その他の方法による評価

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、「一 費用総額の比較による評価」にかかわらず、以下のいずれかの評価その他本学の負担抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- (2) 類似事例の調査を踏まえた評価

8. 詳細な検討

採用手法が「6. 簡易な検討を経ずに行う採用手法導入の決定」の(1)(2)のいずれかに該当する場合または「7. 簡易な検討」において採用手法の導入に適しないと評価された施設整備事業以外の施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、本学自ら施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

9. 評価結果の公表

「7. 簡易な検討」または「8. 詳細な検討」でPPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、以下の事項をインターネット上で公表するものとする。

公表時期については、入札手続き等の公正さを確保するため入札手続きの終了後等の適切な時期に行うものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨
- (2) 評価結果

10. その他

この方針に定めるもののほか、優先的検討に関し必要な事項は担当理事が別に定める。

附 則

この方針は、平成29年2月20日から実施する。